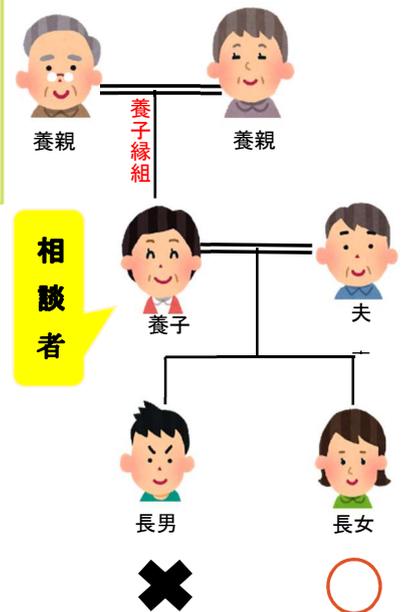


Q 「養子の代襲相続人は誰？」

私（仮名：山下花江）はすでに結婚しており、子のいない叔父夫婦と養子縁組をしました。長男は、養子縁組前に生まれた子供であり、長女は、養子縁組後に生まれた子供です。病気がちな私が仮に叔父夫婦より先に死亡した場合、叔父夫婦の相続において留意すべき事項を教えてください。

A ポイント！以下の3点が留意事項として挙げられます！

- ① 養子と実親との親子関係が終了するわけではない。
- ② 養子縁組前に生まれた養子の子は養親の代襲相続人にはなれない。
- ③ 相続税法の規定と異なり養子縁組に人数制限は存在しない。



解説① 養親と養子における法律関係

養子縁組を結んだからといって養子と実親との親子関係がなくなるわけではありません。養子は、実親と養親という両方の親を持つことになるのであり、実親・養親どちらの相続の場合も相続人となります。従って、相談者は養親と実親の両方の相続権を有することとなります。

解説② 養子縁組と代襲相続

代襲相続とは、被相続人の相続人が、被相続人よりも先に死亡していた時に、すでに亡くなった相続人のかわりに、相続人の子が相続することをいいます。

相談者の例でお話すると、叔父夫婦より先に相談者がお亡くなりになったときは、原則、叔父夫婦の遺産の相続人は相談者の長男と長女になるはずですが。

しかし、養子の場合、養子縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得すると定めています。このため、養子縁組より前に生まれていた長男は養親の遺産の相続権を有せず、養子縁組後に生まれた長女のみ相続権を有することになります。

対策

今回の代襲相続における長男様の対応策として、以下の方法が挙げられます。

- ・叔父夫婦に遺言書を作成してもらう。
- ・長男様は、直接、叔父夫婦と養子縁組を実行し、叔父夫婦の養子となる。

今回はポイント①、②の解説でしたが、次回は③養子縁組に伴う、税務上の留意点をお伝えします。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
 受付中